

令和 8 年度 阪神南外国人材活躍推進リーダー育成事業 募集要項

1 趣旨

兵庫県阪神南県民センター（以下「センター」という。）では、外国人材の定着・育成（以下「外国人材定着等」という。）に課題を有する企業を対象として、阪神南外国人材活躍推進リーダー育成事業（以下「本事業」という。）を実施する。

本事業は、外国人材の雇用管理に精通した専門家による課題分析、ワークショップ及びフォローアップを通じて、外国人材定着等に係る社内推進体制を整備・運用するリーダー（以下「推進リーダー」という。）を育成し、もって企業の人手不足対策及び自立的な成長を支援することを目的とする。

については、本事業に参加する企業を次のとおり募集する。

2 事業実施主体

兵庫県阪神南県民センター

3 事業期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 事業内容

本事業における主な支援内容は、次のとおりとする。

(1) 専門家派遣

兵庫働き方改革推進支援センター（神戸市中央区八幡通 3-2-5 IN 東洋ビル 404）から外国人材の雇用管理に精通した専門家を支援先企業へ派遣し、以下を実施する。

ア 企業調査（外国人材定着等に係る課題及び現状の把握）

イ ワークショップ終了後のフォローアップ（社内取組状況の確認及び助言）

※ア及びイの派遣回数は、1 支援先企業につき各 1 回以上とする。

(2) ワークショップ

推進リーダーを対象に、集合型のワークショップを開催し、外国人材定着等に関する知識習得及び実践力の向上を図る。

なお、運営は外国人材定着等に係るサポートを行う事業者に委託する。

5 ワークショップの概要（予定）

(1) 開催期間

令和 8 年 9 月から 11 月まで

(2) 開催回数

全 3 回

(3) 開催場所

オープンイノベーション拠点「ARKade」（尼崎市神田中通 2 丁目 27 番地）

※日程調整等により利用できない場合は、阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）内の別会場で実施する場合がある。

(4) 主な内容

ア 外国人材定着等に係る社内体制整備、法令遵守

イ 労働環境、生活環境整備

ウ キャリアデザイン・人事評価制度整備、エンゲージメント向上

※各回において、事前の専門家派遣により把握した課題への対応、外国人材定着等に先進的な取組を行う企業の事例紹介や参加者交流会を行う。

6 応募資格

次の各号のすべてに該当する企業とする。

- (1) 中小企業基本法に定める中小企業、又は中堅企業であること。
- (2) 阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）に、工場等の拠点を有すること。
- (3) 外国人材（高度外国人材※、特定技能外国人、技能実習生、留学生）を1名以上雇用している又は今後雇用を計画していること。

※高度外国人材 在留資格「高度専門職」および「専門的・技術的分野」に該当するもののうち、原則として「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」、「法律・会計業務」に該当するもの。

- (4) 外国人材定着等に関する社内の中心的役割を担う者として、継続的に本事業へ参加できる外国人材活躍推進リーダーを配置すること。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (7) 労働関係法令並びに出入国関係法令等に関して、申請時から原則として過去3年に遡って重大な違反（当該事実が公表されているもの等）がなく、その他の法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由がないこと。

7 募集企業数

10社程度

8 募集期間

令和8年6月1日（月）から6月30日（火）まで

9 応募方法

センターが指定する応募書類に必要事項を記載のうえ、募集期間内に下記提出先へ提出すること。

【提出先】

兵庫県阪神南県民センター 県民躍動室 県民課
〒660-8588 尼崎市東難波町5丁目21番8号
電 話：06-6481-7669
F A X：06-6481-4387
E-mail：Hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp

10 選定方法

本事業に参加する企業（以下、「支援先企業」という。）は提出された応募書類の内容及び必要に応じて実施するヒアリングの結果を踏まえ、センターにおいて選定する。

11 選定結果通知

応募した全社に対し文書で通知する。

12 参加費用

本事業への参加費用は無料とする。ただし、ワークショップ会場までの交通費等、参加に要する経費は参加者の負担とする。

13 守秘義務

支援先企業は、本事業を通じて知り得た企業情報その他の秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

なお、本義務は本事業終了後も存続するものとする。

14 参加の取消し

センターは、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該支援先企業の選定を取り消し、本事業への参加を認めないことができる。

- (1) 応募書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本事業の円滑な実施に支障が生じると認められる場合
- (3) 守秘義務違反その他重大な不適切行為があった場合

15 その他

- (1) 本事業終了後、支援先企業は、ひょうごグローバル人材活躍企業宣言制度、又は認定制度への申請に努めるものとする。
- (2) 本募集要項に定めのない事項については、センターが別に定める。